

船舶事故調査報告書

令和2年1月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）
委員 田村 兼吉
委員 岡本 満喜子

事故種類	火災
発生日時	令和元年7月20日 04時00分ごろ
発生場所	北海道積丹町積丹岬北西方沖 積丹岬灯台から真方位321°10.4海里（M）付近 （概位 北緯43°30.4′ 東経140°19.8′）
事故の概要	漁船第三十五勇勢丸は、積丹岬北西方沖で操業を終えて漂泊中、船員室から火災が発生した。 第三十五勇勢丸は、船員室等に焼損を生じ、沈没した。
事故調査の経過	令和元年7月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第三十五勇勢丸、9.7トン HK2-21068（漁船登録番号）、個人所有 14.80m（Lr）×3.80m×1.21m、FRP ディーゼル機関、320.68kW、昭和63年5月17日 第202-8076号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 54歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 昭和63年11月25日 免許証交付日 平成31年3月27日 （令和6年3月26日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	船員室、機関室等に焼損、沈没（全損）
気象・海象	気象：天気 曇り、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：海上 平穏 日出時刻：04時15分ごろ
事故の経過	本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、いか一本釣り漁の目的で令和元年7月19日15時00分ごろ積丹町 美国 漁港を出港し、23時ごろ積丹岬北西方沖の漁場に到着し、集魚灯を点灯して操業を開始した。 船長は、7月20日04時00分ごろ操業を終え、漂泊した状態で、船首部から投入していたパラシュート型シーアンカーを揚収後、

	<p>操舵室に入ろうとして同室右舷側の開けていた出入口ドア付近に移動したところ、同室内に白煙を認めた。</p> <p>船長は、操舵室に入ったところ、後部の引き戸と船員室出入口ハッチをいずれも開けた状態としており、同ハッチから同引き戸を通じて白煙が出てくるのを見て、船員室で火災が生じたと思い、美国漁港北北西方沖にいた僚船に無線で連絡を行うとともに、救助を要請した。</p> <p>船長は、操舵室内に備えてある持運び式粉末消火器で消火作業を行おうとしたところ、突然白煙から黒煙と炎に変わって噴出してきたので、危険を感じて同作業を断念した。</p> <p>付近海域を航行していたプレジャーボートの乗組員は、本船から火災が発生しているように見えたので海上保安庁に通報した。</p> <p>船長及び甲板員は、救命胴衣を着用して船首部に避難したが、火勢が強くなったので、海中に飛び込み、本船のペンドル（防舷物）に掴まって救助を待った。</p> <p>来援した僚船は、04時51分ごろ船長及び甲板員を救助した後、06時15分ごろ美国漁港に入港した。</p> <p>本船は、来援した巡視船等による消火作業中、07時25分ごろ沈没した。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、船体中央付近に操舵室が、同室下方に機関室が、その後方に船員室がそれぞれ配置され、操舵室後部の引き戸を開けると船員室に通じる出入口ハッチが備えられていた。</p> <p>機関室は、中央付近に主機が、集魚灯用の安定器等に電力を供給する交流220Vの発電機が右舷側（容量100kVA）に1台、左舷側（容量40kVA）に1台設置され、同発電機が主機出力軸前部端からエアクラッチ及びプーリを経てVベルトで駆動されていた。</p> <p>本船は、船員室の両舷側及び船尾部に約33台の集魚灯用の安定器が設備されており、約3年前に約20台の集魚灯用の安定器が新替えされ、残りの安定器が経年劣化した部品を適宜交換しながら使用されていた。（図1、図2参照）</p> <div data-bbox="571 1637 1358 2027" data-label="Diagram"> </div> <p>図1 操舵室等の配置状況（概略図）</p>

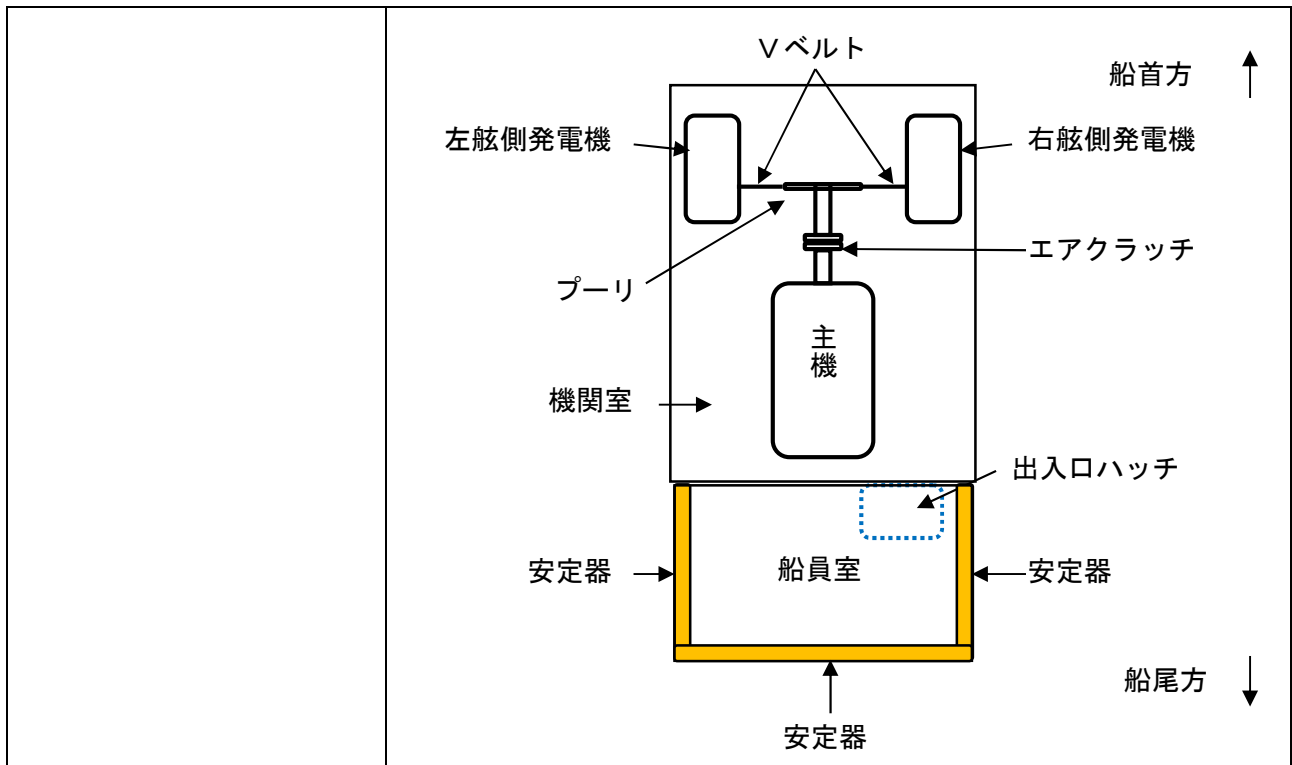


図2 機関室及び船員室の機器配置状況（概略図）

本船は、軽油を主機の燃料油としており、本事故当時、約1klの軽油が搭載されていた。

機関室には自動拡散型消火器が左舷側に1個、持運び式粉末消火器が船員室内に2個備えられていた。

船長は、集魚灯用の安定器から出火したのではないかと本事故後に思った。

分析

乗組員等の関与
船体・機関等の関与
気象・海象等の関与
判明した事項の解析

なし
あり
なし

本船は、積丹岬北西方沖において、操業を終えて漂流中、パラシュート型シーアンカーの揚収後、船員室内の安定器から出火したものと考えられる。

本船は、船長が船員室出入口ハッチから操舵室後部の引き戸を通じて白煙の噴出を認め、また、交換されていなかった安定器があったことから、集魚灯を点灯中、交換されていなかった安定器の絶縁が低下して電路が短絡するなどして過熱され、同安定器から出火して接続された電気配線の絶縁被覆等の可燃物から船体に延焼した可能性があると考えられるが、本船が沈没したことから、出火の状況を明らかにすることはできなかった。

原因

本事故は、日出前の薄明時、本船が、積丹岬北西方沖において、操業を終えて漂流中、船員室内の安定器から出火したものと考えられ

	る。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗組員は、作業中においても適宜、安定器が設備された船員室を巡視して火災が発生した際には、設備された持運び式粉末消火器を用いた初期消火を確実に行うこと。 ・集魚灯用の安定器の設備場所には、自動拡散型消火器を備えることが望ましい。 ・集魚灯用の安定器は、適宜点検して必要があれば交換すること。

付図1 事故発生場所概略図

